

公益社団法人 日本コンクリート工学会
A C F 対応委員会規程

平成 23 年 4 月 1 日 制定
令和 元年 5 月 1 日 改正
令和 8 年 2 月 24 日 改正

(目的)

第1条 この規程は、A C F 対応委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員 20 名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長及び幹事各 1 名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。
4. 委員会に顧問を置くことができる。顧問は、委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、幹事及び委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、委員長の重任は最長 6 年までとする。

2. 顧問の任期は、委員長、幹事及び委員の任期に準じる。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 A C F の運営及び技術的活動に対して、参加又は支援を行うことを目的として、次の各号の業務を行う。これらについては必要に応じて、国際委員会に付議する。

- (1) A C F 正副会長及び日本所属 E C メンバーの業務の補佐
- (2) A C F 正副会長会議及び E C 会議の開催及び支援
- (3) A C F が行う調査研究活動の実施及び支援
- (4) A C F が行う標準化活動の支援
- (5) A C F が主催する国際会議、ワークショップ、セミナー等の開催及び支援
- (6) A C F が行う広報活動の支援
- (7) A C F が行う出版活動の支援

- (8) ACFが設立する資格制度の支援
- (9) その他、アジアにおけるコンクリートに関連する活動
- (10) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、国際委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、令和8年2月24日から施行する。